型取引の更なる適正化に向けた 今後の対応策 (案)

令和元年6月18日 経済産業省 中小企業庁 公正取引委員会

1. 型に関する調査結果による現状と対応の方向性

(1) 自主行動計画フォローアップ調査※1 (2018年12月)

● 取組の進捗は総じて横ばい(「概ねできた」と回答した割合の対前年度比較)

受注側	H29年度	H30年度
型の返却・廃棄	約2割	約2割
保管費用の発注側負担	約2割	約1割

発注側	H29年度	H30年度
型の返却・廃棄	約4割	約4割
保管費用の発注側負担	約3割	約4割

- 型の返却・廃棄、保管費用の発注側負担について、発注・受注側事業者間で 認識に大きな乖離。
- 「型の取り扱いに関する覚書(ひな形)」の受注側事業者の<u>認知は約半数、活</u> 用は2割程度。
- 型の返却・廃棄や保管費用項目について、「目安」を求める事業者からの生声あり。 ※1 経済産業省所管の自主行動計画策定団体(8業種26団体)へのフォローアップ調査結果抜粋

(2) 金型取引実態調査^{※2} (2018年12月~19年1月 中企庁·公取委実施)

- 受注側企業の<u>約6割は製造委託契約未締結</u>。
- 量産終了後の金型の保管期間を取り決めていない受注側企業は約85%。
- 金型の保管費用は、8割超が受注側負担。理由は約6割が取引慣行と回答。
- 受注側企業の約4割が、金型の保管期間経過後の廃棄・返却を未実施。
- 金型代金を一括で受領すると、発注側事業者に金型の所有権が直ちに移転し、 それに伴い<u>転注や知財・ノウハウが流出するとの懸念</u>があることから、受注側事業 者は、一括払いによる代金受け取りを望まないという生声あり。

※2 金型取引の発注側企業(約3千社)、受注側企業(約3万社)への実態調査結果抜粋

対応の方向性

- 発注側・受注側
 への働きかけ
- 経産省幹部による発 注・受注側事業者への 直接的な働きかけの継 続的な実施。
- □ 今後は、地域団体も含め、上流から下流まで 更なるきめ細やかな働きかけを実施。

② ひな形の改訂

- 型代金の支払方法、 型の所有権等の明確 化、型の廃棄・返却や 保管費用項目の「目 安」の設定等の新たな 取り決め項目の追加。
- 産業界・事業者がコミットした規範力の強化。

2-1. 発注側・受注側双方への働きかけ

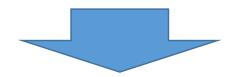
- 自動車・産業機械分野を中心として、経済産業省製造産業局長などから各産業界役員・企業トップ等へ働きかけを実施中。
- 今後、地域団体も含め、上流から下流まで更なるきめ細やかな働きかけを進めつつ、意欲ある企業に対するサポートを進めていくことにより、社会全体の運動論を強固なものとしていく。

(令和元年6月4日時点)

セットメーカー	Tier1	Tier2	Tier3	Tier4以下
日本自動車工業会 (5/13)、 日本自動車工業会 部品部会(5/21)	(5/ #7 C \$1)	<u>工業会(4/25)、</u> 美会旧型補給部品WG 31) 業者3社(6/4)		

日本鋳鍛鋼会(5/15)、日本ダイカスト協会(5/23)、日本鋳造協会(5/24)、 日本粉末冶金工業会(5/27)日本金属プレス工業協会(5/28)、日本鍛造協会(5/29)

日本産業機械工業会(5/16)、日本建設機械工業会(5/23)、日本電機工業会(5/30) 日本半導体製造装置協会(5/30)、日本工作機械工業会(5/31)、日本農業機械工業会(6/3)



※下線部は製造産業局長から働きかけを実施した団体等

引き続き、上流から下流まで更なるきめ細やかな働きかけを実施

2-2. 「働きかけ」におけるメッセージ(製造産業局長)

● 対象の特性に合わせ、以下のメッセージで型管理の適正化の再徹底を働きかけ中。

発注側

- ◇取引適正化の3重点課題に取り組んできたが、型管理の適 正化の進捗が遅れている。
- ◇型管理に関するフォローアップ調査では、発注側と受注側に同じ質問をしているが、発注側は取り組んでいるという評価が多いのに対して、受注側は取り組んでいないという評価が多い。発注側は既に対応していると思っていても、受注側はまだ不十分であると思っており、評価にギャップが生じている。
- ◇受注側が型の点検をしていない等の側面があることは承知しているが、むしろ、発注側の企業から、不要な型を一緒になって廃棄する、保管が必要な型に関する保管コスト負担を明確化して契約するなど、積極的に働きかけをしてほしい。
- ◇社長から見れば、不要なので捨ててしまって問題はないという型でも、担当者レベルになると廃棄手続きが面倒なので、 廃棄を断ってしまうケースがあると聞いている。社長から、社内で型管理の適正化が図られるよう徹底してほしい。
- ◇型管理適正化はサプライチェーン全体の付加価値の最大 化やお互いの持続的な成長の維持につながるものなので、 積極的に取り組んでほしい。

受注側

- ◇型管理の適正化には、発注側受注側双方の取組が必要。 発注側企業についても自主的・能動的に取組を進めるよう 私自身、主な発注側の企業の工業会や個別に訪問等を行い、 社長自ら会社全体の方針として、調達の担当者の方々 にまで浸透させることや、廃番通知、保管料支払いなどについて能動的に取引先に当たることについて要請をして回っているところ。
- 一方で、発注側の企業だけに任せておくのではなく、受注側 企業としての取組も必要。例えば、どこにどのような型があるの かを把握する一斉点検や台帳の整備、取引先への型の廃 棄の申請、保管料の請求など、受注側企業も、発注側企 業と二人三脚で進めてほしい。
- ◇例えば、社長自らが取引先に出向いて交渉することで、かなり 多くの型の廃棄が認められているなど、積極的に取り組む受 注側企業がいる一方で、自らがどんな型を持っているのかとい う点検もまだされていない、取引先との協議や相談を行ってい ないという受注側企業も、まだ約半数ある。
- ◇経済産業省で用意している型管理の台帳や契約書のひな型、今回配布した先行企業の取組例などを活用し個社単位での取組を進めるとともに、業界団体としても、委員会、地域団体の会合などの場でも再度周知徹底してほしい。

2-3. 動き始めた業界

● 発注・受注双方へのアプローチにより、それぞれの取組が広がり始めている。

自動車産業

◇A社、B社

- 定期的に連絡しているが、型の 廃棄につながらないため、<u>過去</u>
 20年分の廃棄リストを作成し、 発注側から一斉点検の働きか けを実施した結果、受注先の型 廃棄につながった。
- ・受注先の社内の仕組みがない ため、**標準作業マニュアルを受 注先に提供**した結果、型の廃 棄につながった。

◇C社

・製造産業局からの働きかけに よって、これまでに比べて受注先 からの廃棄の相談がしやすくなり、 発注先に交渉をした結果、型の 廃棄が実現した。

産業機械産業

◇D社

- ・受注先(約100社)と協議の上、不要な型を100型廃棄。
- ・**社内の型管理マニュアルを作成 中。受注先企業**の意見も反映 予定。
- ・保管費用の適切な支払について主要受注先と協議中。

◇E社

- ・受注先企業から廃棄・返却**要** 請のあった型約550点を廃棄・ 返却
- 新たに社内規定「型・治具の 処置に関する運用基準」を制定。 保管料についてもガイドラインを 制定。

素形材産業

◇F社

- ・主要取引先に対し、**数百個の型 の返却が一気に実現。空いたス ペースを利用してラインを増設**する予定。
- ・発注側業界から取引先に対して、 様々な連絡が出ているようで、<u>取</u> **引先が積極的に協力**してくれた。

◇複数社共通

・返事すら来なかった状況から、<u>今</u>年に入り、型管理に関する取引 先の空気が変わっている。「返答が来た」、「具体的な廃棄・返却につながった」など、実際の動きに 結実している実感がある。

3. 型取引に係る新たな「規範」の策定

- 「未来志向型・型管理に向けたアクション・プラン」や「型の取り扱いに関する覚書(ひな形)」のみでは、 型取引に係る課題に応えられていない現状。
- また、所有権の明確化や廃棄・返却や保管費用項目の「目安」の設定等について、新たな検討が必要。
- 産学官、専門家による協議会を設置し、策定産業界や事業者がコミットできる新たな「規範」を策定。
- 「規範」を軸とした関係省庁による浸透策を実施し、型取引適正化の更なる推進を目指す。

1. 型取引の適正化推進協議会の設置 (案)

(1) 検討項目

- 「型の取り扱いに関する覚書(ひな形)」では、所有の在り方、支払方法、知財の取扱いに関する規定がなく、転注、知財のノウハウの流出に関する懸念等の課題に応えられていないため、以下の項目を検討。
 - 治具の取引の取扱いの明確化
 - ・ 型代金の支払方法、型の所有や管理主体の明確化
- 行政による法の厳正な執行と未然防止の取組
- 型の廃棄・返却や保管費用項目の「目安」の設定

(2) 協議会運営

- 法曹、税務、財務、経営実務者等の委員及び業界を代表する専門委員により構成。
- 検討項目に応じて、専門部会を設置し、検討を行う。

(3) スケジュール

- 6月末~7月初旬 協議会設置
- 今夏 原案策定、パブリックコメントの実施 ⇒ 今秋 「規範」策定、公表

2. 「規範」の浸透に向けた取組(案)

- 大企業・下請等中小企業に対する直接的な働きかけ。【経済産業省・中小企業庁】
- 下請Gメンによる集中ヒアリングを通じた実態把握・啓発。【中小企業庁】
- 「型取引」に関する厳正な下請法の執行。 【公正取引委員会・中小企業庁】

以下、参考資料

(参考1) 自主行動計画フォローアップ調査結果(2018年12月)

- 自主行動計画フォローアップ調査によれば、発注側・受注側双方において、**進捗は総じて横ばい**。
- 先進的な取組を実施している企業が出始める中、依然として取組が未実施である企業が存在し、**全体** として取組にばらつきがある。
- 取組に着手した企業においても、型の廃棄・返却や保管費用にかかる**細目について、目安となる考え方を求める声**もあがっている。

全体:総じて横ばい

発注側	平成29年度	平成30年度
型の返却・廃棄	約4割	約4割
保管費用の発注側負担	約3割	約4割

出所:「平成30年度自主行動計画フォローアップ調査結果」

受注側	平成29年度	平成30年度
型の返却・廃棄	約2割	約2割
保管費用の発注側負担	約2割	約1割

「概ねできた」と回答した企業の割合

·個別①:取組にばらつき

【先進的な取組例】

- ◇年2回、取引先と型を棚卸、不要型を随時廃棄
- ◇保管料の考え方を取引先と共有し支払い
- ◇受注側企業は「発注側の理解・知識不足」を指摘。
 - ※「概ねできた」水準にかかる認識が受注側と齟齬
- ◇依然、取組の「未実施」の企業が存在。

(最大、返却・廃棄:2~3割、保管費用:3~4割程度。)

【先進的な取組】

- ◇型の返却・廃棄にかかる自主的目安を持ち交渉
- ◇保管料とメンテナンス料とを峻別した契約形態
- ◇受注側として行う取組について約半数が未実施 ※型の一斉点検、保管費用の取引先との協議など。
- ◇「型の取り扱いに関する覚書(ひな形)」の認知は 約半数、活用は2割程度。

個別②:「目安」を求める声

- ◇取組に着手した企業も、取組に多くの時間を要する状況。
- ◇量産終了後の保管期間等、相対の交渉の出発点にできるメルクマールや、具体的な手順・ステップなどを求める声あり。

(参考2-1) 金型取引実態調査結果①(中企庁·公取委実施)

・ 金型に係る取引実態調査では、型の所有の在り方、管理主体等について、発注側事業者及び受 注側事業者の双方が曖昧なまま取引が行われている実態等が判明。

調査結果

(1)支払方法

- ▶ 金型の製造委託契約を締結している受注側企業は約4割にとどまる。 【図表(1)左図参照】
- ▶ 受注側事業者のうち、7割超が金型代金相当額の一括払いを受けている。【図表(1)左図参照】
- ▶ 自動車産業では、他業種と異なり、分割払いが約2割と多く、業界特 有の商慣行といえる。【図表(1)右図参照】
- ▶ 受注側企業の一括払いへの支払条件の変更希望は、分割払いの場合には約65%であるのに対し、製品単価上乗せの場合には約26%と低い。 【図表(2)参照】

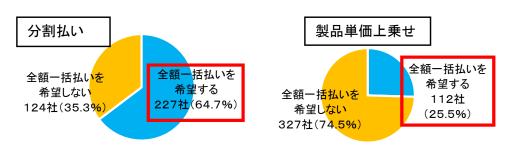
(2)所有権

- ▶ 全額一括払いの場合の所有権は、発注側が8割超、受注側が約1割。
- → 分割払いで支払完了後の所有権は、発注側が約4割、受注側が約5
 割。
- 製品単価上乗せで支払完了後の所有権は、発注側が約2割、受注側が約7割。

図表(1)金型の製造委託契約の有無



図表(2)受注側企業の一括払いへの支払条件の変更希望有無



(参考2-2) 金型取引実態調査結果②(中企庁·公取委実施)

調査結果

(3)知的財産に係る認識

▶ 受注側企業は、金型を自社の知財と認識し、支払方法の変更に対して慎重な姿勢。

【事業者の生声】金型代金の支払方法変更を希望しない理由(分割→一括、上乗せ→一括)

① 分割払いから一括払いへ

取引先業種	業界特有の商慣行や課題(抜粋) ※()内は自社の業種
自動車産業	 希望しても何もメリット無し (輸送機械製造)、ケースバイケースでどちらともいえないため(電気機械器具製造)。 転注等が心配される(ゴム製品製造)、客先からの印象低下を起こしたくない(金属製品製造)。 技術ノウハウの社外流出回避(輸送機械製造)、所有権を失うから(その他製造)。

② 上乗せ払いから一括払いへ

<u> </u>	
取引先業種	業界特有の商慣行や課題(抜粋)※()内は自社の業種
自動車産業	• <u>型製作ノウハウの流出(輸送機械製造)、知財であることから(鉄・非鉄金属製造)。</u>
電気·情報通信機 器産業	• 金型には技術的なノウハウが含まれるため、所有権が発注側事業者になった場合、技術の保守が難しくなるから(電気機械器具製造)。
産業機械産業	・ 今のままで問題を感じない為。(金属製品製造)

(参考2-3) 金型取引実態調査結果③(中企庁·公取委実施)

調査結果

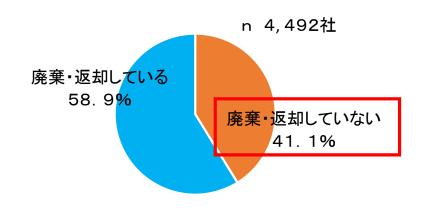
(4)保管

- ▶ 量産終了後の金型の保管期間を取り決めている受注側企業は約15%。
- 全型の保管費用は、8割超が受注側負担。理由は、①取引慣行のためが約6 割、②金型を使っている者が管理するのは当然のためが約3割。

(5)廃棄•返却

- ▶ 保管期間経過後等の金型を廃棄・返却していない受注側企業は約4割。 【図表(3)参照】
- 廃棄・返却しない理由は、①金型の廃棄・返却のルールを策定していない(約4 割)、②取引慣行(約36%)、③発注側から承諾が得られない(約2割)。

図表(3)保管期間経過後等の金型の廃棄・返却 の実施の有無(受注側)



【事業者の生声】金型の廃棄・返却に関する意見

取引先業種	具体的意見
自動車産業	 弊社は二次メーカーであるため、一次メーカーに金型の廃棄或いは返却の申請をしても「自動車メーカーの承認が下りない」との理由で却下されることが大半。実際に自動車メーカーに申請されているか定かではなく、一次メーカー自身も返却を受け付けない。 取引先に廃却申請をしているが、「金型の廃却に協力したのだから単価低減に協力して欲しい」旨の言及があった。
電気・情報通 信機器産業	• 金型保管の場所がとられてしまっている(他に有効利用したいができない)。 <u>廃棄許可がおりても、こちらが費用負担し廃棄するものが多い。</u> 客先が費用負担するように明確にしてもらいたい。保守部品(金型)になったことを必ず開示するようにしてほしい。
産業機械 産業	 廃棄・返却の要請に対し、「待ってくれ」との回答が多く、保留状態が続き、困っている。 金型の返却は、ノウハウの観点から応じていない。廃棄指示行う取引先は極少数で、生産終了後、十年を目安に、自社の独断で廃棄する場合が多い。
素形材産業	 発注側が、金型返却に簡単に応じてくれず、金型が年々増えて管理に非常に困っている。地震や風雪害などの自然災害が年々増加し、維持管理費代等、発注側からもらいたい。 客先に保管及び廃却費用を見積していますが対応がない。型があるから仕事を出すと言われると下請としては対応に苦慮している。